

平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１）に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和５年１２月２１日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１）

(2) 委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで（ただし、予算繰越議決の上は委託期間の延期を行う予定である。）

（本業務の実質委託期間は契約の日から１８０日間を見込んでいるが、契約委託期間は、令和６年３月３１日までとしている。なお、委託期間の延期については、別途協議する予定であるが、都合により本契約委託期間内で業務を打ち切る場合がある。）

(3) 業務内容

別紙「平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１） 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

72,888,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（５－１） 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

単体企業の場合は、(1)から(13)の全てを満たすこと。

共同企業体の場合は、(1)から(7)を全ての構成員が満たし、(8)の①から④、(9)から(13)について、構成員の１者以上が満たすこと。

【共通事項】

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号及び広島市契約規則第２条各号に該当していないこと。
- (2) 公募の日現在から受託候補者の特定までの間において、営業停止処分（本件プロポーザル

に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。)又は本市の指名停止措置を受けていないこと。

(3) 次のいずれにも該当していないこと。

① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

② 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者。

(4) このプロポーザルに参加しようとする他の有資格業者のうちに、次に掲げる人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。

① 親会社等と子会社等

② 親会社等が同一である子会社等

③ 代表権を有する者が同一である会社等

④ 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

⑤ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

⑥ 上記①から⑤までが複合した関係にある会社等

⑦ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

⑧ 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

⑨ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等（組合とその構成員、若しくは共同企業体又は設計共同体とその構成員など。）

(5) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。

① 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

② 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者

③ 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者

④ 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者

⑤ 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者

(6) 業務を受注したならば、業務を履行するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建設コ

ンサルタント業務等競争入札取扱要綱第44条第1項各号に掲げる者がその相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができること。

- (7) 業務を受注したならば、業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

【個別事項】

- (8) 令和5・6年度の広島市競争入札参加資格者として、次のいずれの登録種目にも登録されているものであること。
- ① 土木関係コンサルタント業務の登録種目「造園」
 - ② 土木関係コンサルタント業務の登録種目「都市計画及び地方計画」
 - ③ 建築関係コンサルタント業務の登録種目「建築一般」
 - ④ 測量業務の登録種目「測量一般」
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置できること。
- ① 技術士の建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）
 - ② RCCM（造園）又は登録ランドスケープアーキテクト（RLA）
- (10) 測量業務における技術者（測量業務管理技術者及び測量業務照査技術者）は、測量士の資格を有する者を配置できること。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は測量業務管理技術者を、照査技術者は測量業務照査技術者を兼務することができる。
- (11) 建築設計業務における技術者（建築設計業務管理技術者、建築設計業務照査技術者及び建築設計業務担当技術者）は、別紙「建築設計業務委託特記仕様書」に示す資格を有する者を配置できること。なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者は建築設計業務管理技術者を、照査技術者は建築設計業務照査技術者を兼務することができる。
- (12) 担当技術者として、樹木医の資格を有する者を配置できること（再委託を含む。）。
- (13) 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、国又は地方公共団体が発注した、公園又は緑地の実施設計業務の実績を有していること（設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のフロントページの「事業者向け情報」→「電子入札」→「2. 調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年1月19日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所建設部地域整備課（中区役所3階）

TEL 082-504-2583（直通）

FAX 082-504-2599

E-mail na-chisei@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和6年1月19日（金）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1-1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認申請書の受理、審査後、参加者に速やかに書面にて通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和5年12月28日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和6年2月9日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和6年2月9日（金）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市のホームページにも掲載する。

6 提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限 令和6年2月9日（金）正午

(2) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

7 受託候補者の特定

(1) 提案書の審査は、平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（5-1）公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上におわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他

詳細は説明書による。